

議案議第 1 号

鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月提出

鹿児島県議会議会運営委員長 瀬戸口三郎

鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則

鹿児島県議会会議規則（平成３年鹿児島県議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「出産」の次に「（配偶者の出産を含む。）」を、「介護」の次に「，看護」を加える。

第102条中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

多様な層の住民がより議会に参画しやすくするための環境整備等を図るため、看護、配偶者の出産について、欠席事由の例示に明文化し、及び「議場」には傍聴席を含まないと解されていることから、秘密会を開く議決がなされた場合には、傍聴席からも指定者以外を退場させる旨を明文化するため、所要の改正をしようとするものである。